

本庁舎等の立地・配置の要素

本庁舎等の現状（機能と配置）

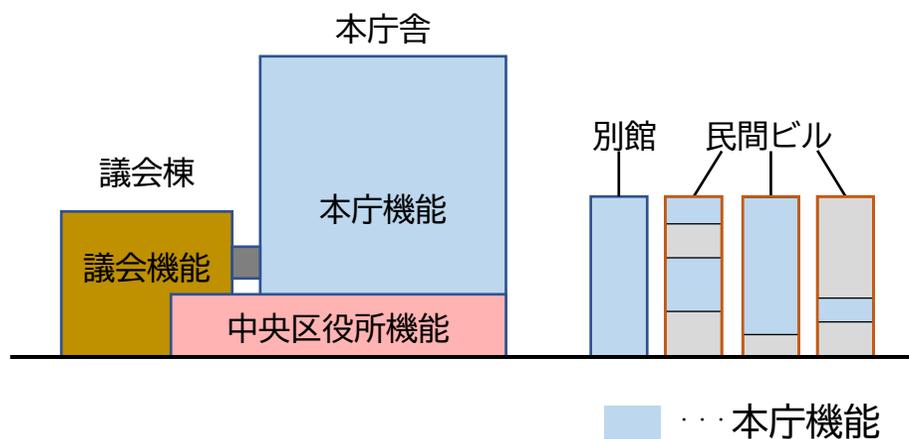
【機能】

- 現在の本庁舎等には、本庁機能、議会機能、中央区役所機能の3つの機能が存在する

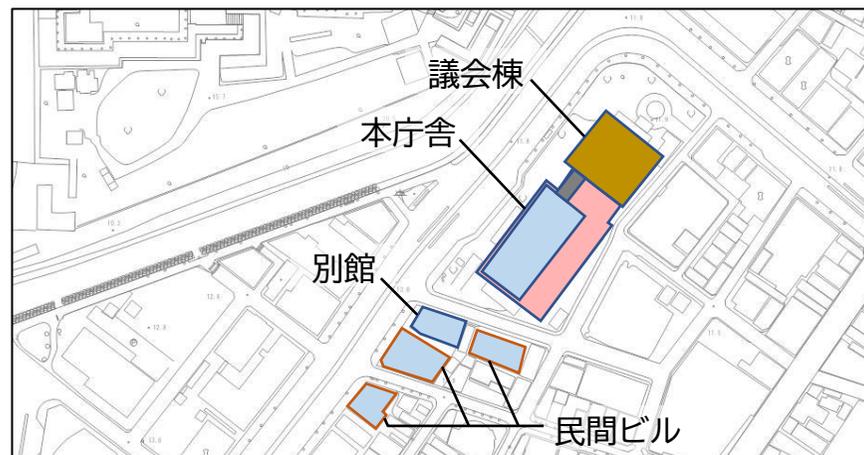
【配置】

- 本庁機能及び中央区役所機能は本庁舎に、議会機能は議会棟に配されており、本庁舎と議会棟は同一敷地に隣接して配置されている
- 本庁機能については、すべてが本庁舎に収まらないため、近隣にある別館や民間ビルに執務室が分散している状況

【各機能の配置の現状イメージ】



【位置図】



本庁舎等の立地の要素

○ 本庁機能、中央区役所機能、議会機能の関係

- 本庁機能と議会機能については、緊密な連携が必要であることから、相互の連携に配慮した立地・配置とすることが必要
- 中央区役所と本庁の立地・配置については、それぞれの担う機能に基づき個別に検討する

本庁が担う主な機能

- 全市的な施策の立案・推進
- 国・県・他自治体との連絡調整
- 区役所等で行う行政サービスの統括・調整 等

中央区役所が担う主な機能

- 市民サービスの効率的、効果的な提供
- 区の施策の立案・推進
- 地域課題の把握・解決 等

○ 立地の要素の整理

本庁機能・議会機能及び中央区役所機能の立地の要素について、以下の観点から整理を行う

① まちづくりの観点

② 防災の観点

③ 本庁・議会の機能発揮の観点

④ 中央区役所の機能発揮の観点

本庁機能・議会機能、
中央区役所機能 共通

① まちづくりの観点

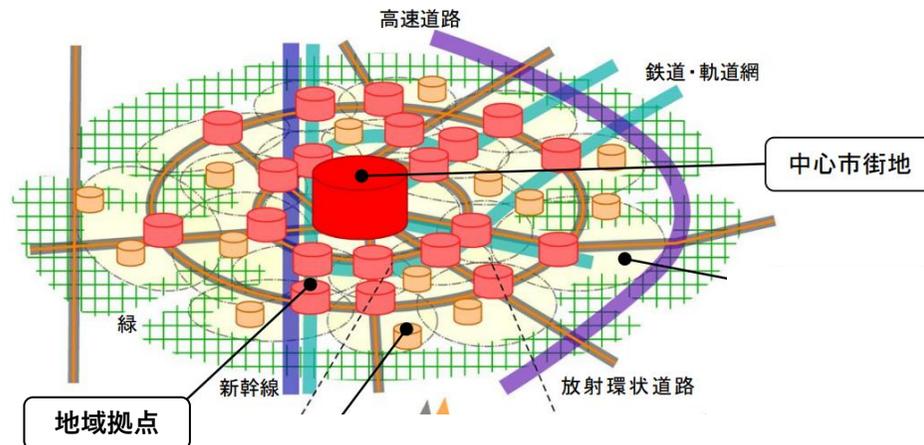
本市が目指す都市構造の将来像

⋮

『豊かな水と緑、多様な都市サービスが
支える活力ある多核連携都市』

都市機能が維持・確保された中心市街地及び
地域拠点が高い公共交通で結ばれた、
持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい
都市

※第2次 都市計画マスタープランより



立地の要素

本庁舎等が立地可能な用途地域かつ都市機能誘導区域に指定されている地域

① まちづくりの観点

本庁舎等が立地可能な用途地域

3,000㎡を超える事務所が建築可能な以下の用途地域に指定されている地域

第2種住居地域	商業地域
準住居地域	準工業地域
近隣商業地域	工業地域

※現在の各機能の床面積

本庁機能	36,428㎡
議会機能	4,593㎡
中央区役所	6,284㎡

立地適正化計画における都市機能誘導区域

中心市街地・地域拠点

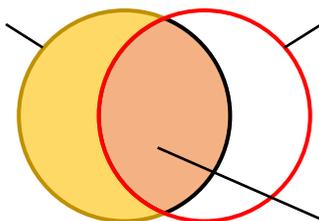
地域拠点とは:

日常生活において多くの人が集まる場所付近で、交通の要衝となるポイントである鉄軌道駅やバス停・電停駅から、概ね半径800m圏に指定されている地域

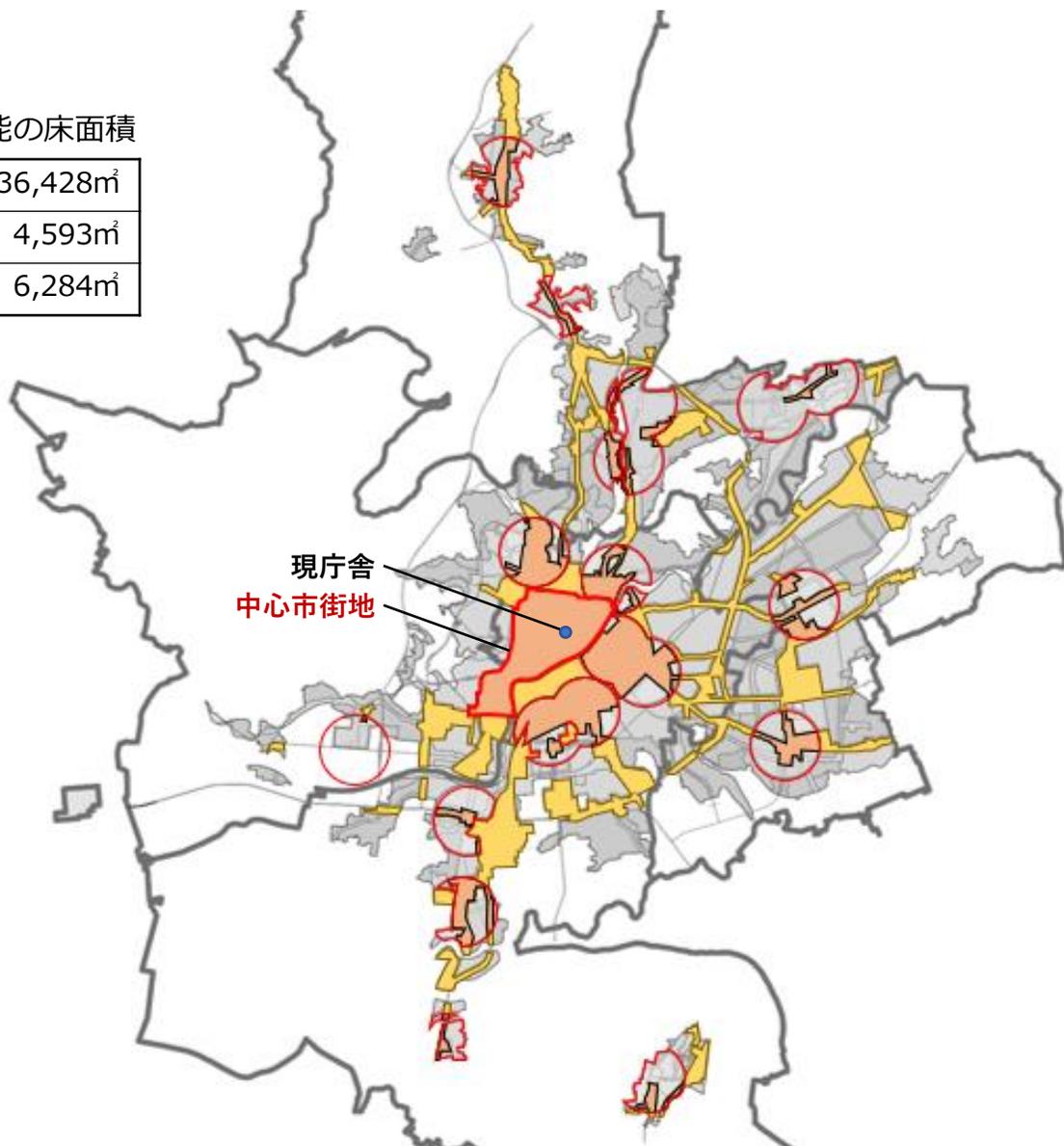
立地の要素のイメージ

本庁舎等が立地可能な用途地域

都市機能誘導区域



立地の要素



② 防災の観点

- 熊本市地域防災計画、本庁舎及び区役所はともに、防災拠点施設として位置付けられている
- 災害時には市民の生命と財産を守るため、発災直後から継続的に応急・復旧対策を実施する災害対策本部（各局・区対策本部）として重要な役割を担う
- 平常時も、災害時も使用する施設であることを想定
- 熊本市の場合、中心市街地等の平常時の利便性が高いエリアのほとんどにおいて浸水等の災害リスクが想定される
- 立地場所に災害リスクがある場合、その程度を踏まえ建物の構造や設備等の対策を行うことで防災拠点施設として機能することは可能



立地の要素

防災拠点施設として機能を発揮できる場所

【熊本市地域防災計画における位置づけ】

■ 主な防災拠点施設

災害時の役割	施設名
災害対策本部 （各局・区対策部）	市役所本庁舎、熊本市民病院、消防局庁舎、上下水道局庁舎 各区役所
応急復旧活動	各土木センター、消防署所、植木病院 等
避難者の収容等	各まちづくりセンター、公民館、小・中学校・高校、体育館 等

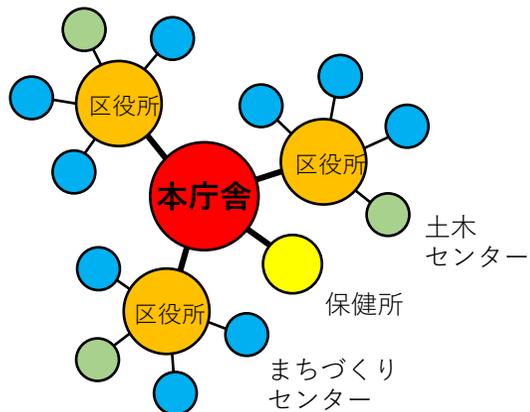
（熊本市地域防災計画から抜粋）

③ 本庁・議会の機能発揮の観点

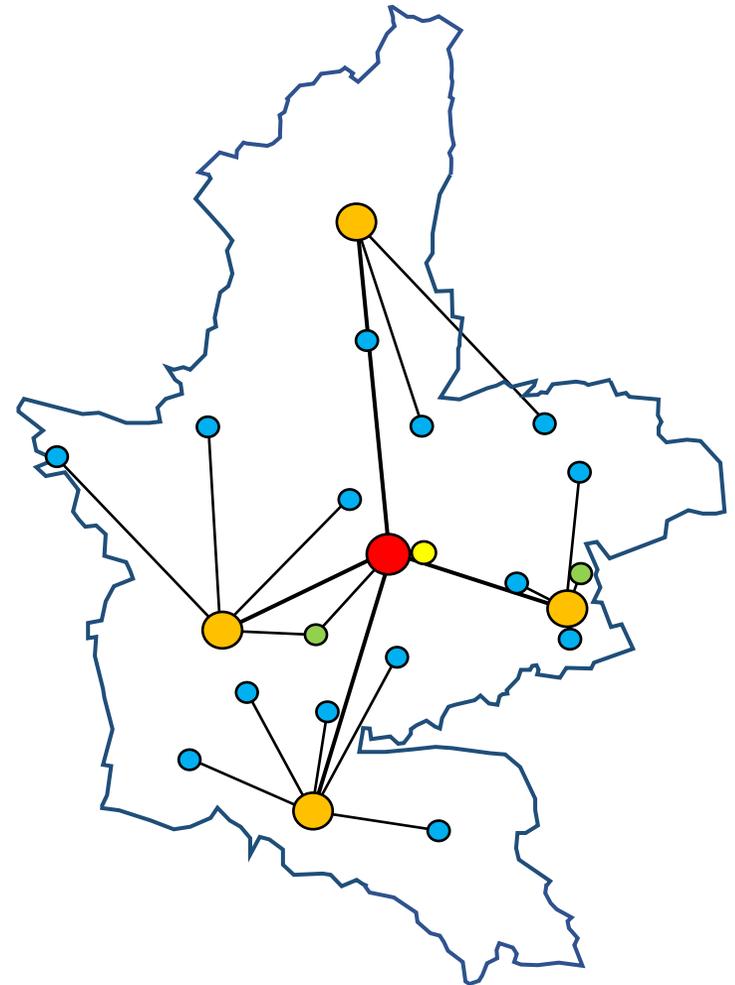
○ 業務効率性

- 本庁機能は市政運営における、あらゆる分野の業務の中枢を担っている
- 熊本市においては、区役所、土木センター、保健所等、様々な市施設が市域の各地に立地している
- 本庁舎はこのような施設が取り扱うあらゆる分野の業務の中枢として機能する

各施設の業務上の関係性イメージ



各施設の配置の現状



立地の要素

区役所等の他の市施設との位置関係のバランスが良い場所

③ 本庁・議会の機能発揮の観点

○ 来庁者の利便性

- 地方自治法において、庁舎の位置は住民の利用に配慮する旨が規定されている

地方自治法 第4条第2項

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

- 本庁機能及び議会機能への来庁者は主に、事業者や国、県、自治体の職員

（その他、市民の来庁も想定

来庁内容：議会の傍聴、全市的な政策に関する相談や要望、区役所等に設置されていない専門的な行政サービス等

→ 公共交通での来庁が一定の割合を占めると考えられる

→ 市内のみならず市外からの来庁も一定数見込まれる

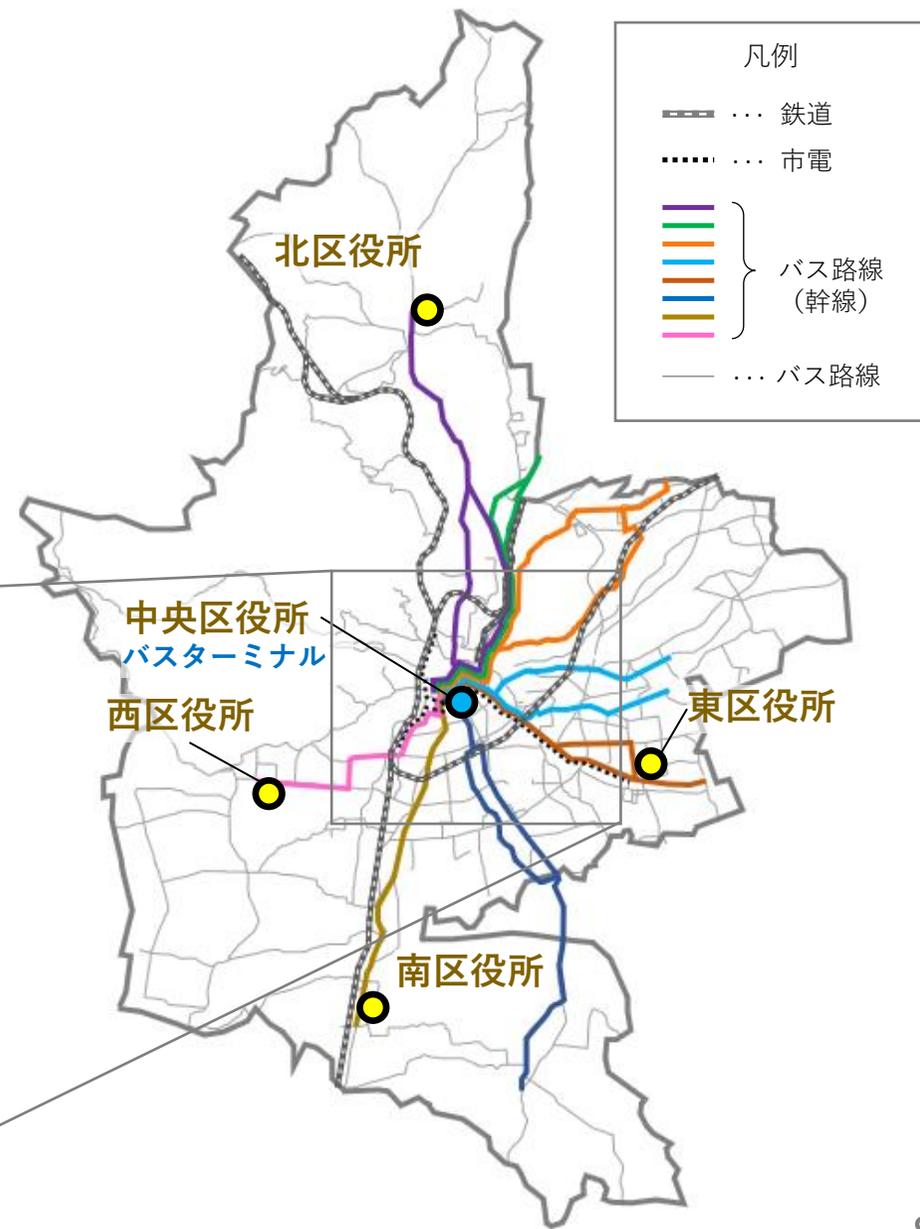
立地の要素

市域の各方面や市外から公共交通でアクセスしやすい場所

③ 本庁・議会の機能発揮の観点

本市の公共交通網の現状

- 鉄軌道（JR九州、熊本電鉄、熊本市電）については、いずれも市の中心部と各方面をつないでいる
- 路線バスは、市の中心部に位置するバスターミナルを中心に比較的運行本数が多く利便性の高い路線が放射状に広がっており、加えて網目状にバス路線が張り巡らされている
- 本市の区役所は、人口分布や市民の利便性を踏まえ、市域の東西南北に広がって配置されている



立地の要素

- 本庁舎等が立地可能な用途地域かつ都市機能誘導区域に指定されている
- 防災拠点施設として機能を発揮できる
(建築の構造や設備の対策等により対応)
- 区役所等の他の市施設との位置関係のバランスが良い
- 市域の各方面や市外から公共交通でアクセスしやすい

- 本庁機能については、多種多様な部署を有しており、集約配置または分散配置により庁舎整備することが考えられる
- 以下の項目ごとに業務効率性や来庁者の利便性等の機能性確保の方法について整理

項目	集約の場合	分散の場合
業務における部署間の連携	多くの部署が同じ空間や近い位置で業務を行うことができ、コミュニケーションを図りやすい環境が確保できる	ICTを活用することで、場所に捉われず部署間の連携が確保できる
窓口における来庁者の利便性	窓口が同施設の中にまとまり、来庁者にとって分かりやすく使いやすい環境が確保できる	ICTやオンライン窓口サービスを十分に活用することにより来庁者の利便性が確保できる
災害対応業務の効率性	各部署どうしが即座に対面で協議を行えるなど、連携しながら災害対応業務を行いやすい環境が確保できる	ICT等の通信技術を主な連絡手段として活用することで、各部署と連携しながら災害対応を行う環境を確保できる
災害対応業務の即時性、継続性	庁舎の耐震化や浸水対策を講じ防災性能を高めることで即時的、継続的な災害対応が可能	集約と比較し、庁舎の被災リスクを分散させることができる(分散されるが、庁舎に対して必要な防災性能の確保も必要)
執務スペース配置の柔軟性	まとまった執務スペースが確保でき、業務の変化に柔軟に対応できる配置計画が可能	フリーアドレス及びICTなど複数の手法を活用することにより、執務スペースの最大限の活用が可能
庁舎の整備や維持管理における経済性	棟ごとに必要となる機能や設備(会議室、通路・階段、エレベーター等)をまとめることができることで、必要設備の低減、ランニングコストの低減が可能	分散化により、集約と比較し必要となる機能(会議室)や設備(エレベータ)の全体数が多くなる可能性がある

④ 中央区役所の機能発揮の観点

- 熊本市には中央、東、西、南、北の5区があり、中央区は熊本市のシンボルである熊本城や、高次な都市機能が集積した中心市街地を有する市の中心である
- 本市において区役所は各種証明書発行や健康・福祉サービス等の市民に身近な市民サービスの提供等を行う
- 本市の区役所では、市民の居住区に関わらず、どの区役所でも行政手続きが可能であり、中央区役所には各区の市民も多く来庁されている状況
 - ※ 手続きのオンライン化を進める一方で、対面による窓口サービスも必要不可欠

- 市民と行政が協力して市のまちづくりを行う、また、市民が気軽に集り交流し、周辺のにぎわいを創出するための「市民協働・交流機能」や、市政や市の魅力のPR等を行うための「情報発信機能」の設置

※ 今後、本庁機能も含めた全体の計画を行っていく中で、本庁機能と中央区役所機能のどちらにどのように配置するかを検討

市域の中心に位置する中央区の特性上、中央区民はもとより、他の区民の利便性にも配慮することで、市全体の市民サービスの維持・向上につながる

立地の要素

- 中央区の区域内
- 市域の各方面から公共交通でアクセスしやすい場所

立地の要素

- **本庁舎等が立地可能な用途地域かつ都市機能誘導区域に指定されている**
- **防災拠点施設として機能を発揮できる**
(建築の構造や設備の対策等により対応)
- **中央区の区域内**
- **市域の各方面から公共交通でアクセスしやすい**

各局対策部が連携しながら一体となって災害対応業務を実施

現庁舎で行う災害応急業務

13F	公共土木等施設の応急対応
12F	物資要請・受入、避難所総合調整、農林水産業応急対応
11F	応急危険度判定
10F	被災者生活支援、医療・衛生等総合調整
9F	市有建築物調査・応急対応
8F	物資輸送計画・実施・管理
7F	災害廃棄物処理、生活環境維持
6F	災害対応人員総括、応援派遣要請
5F	防災中枢・調整機能（災害対策本部・指揮室・総合調整室・防災関係機関）
4F	関係省庁・各局総合調整、報道対応
3F	災害対策本部運営（情報支援室）
1,2F	家屋被害調査、避難所運営、被災支援拠点

指揮室・総合調整室と各局対策部が緊密に連携し、一体的に業務を実施

政令市における本庁機能と議会機能の配置関係

全ての政令市が本庁機能と議会機能の相互の連携に配慮した配置としている

都市名	本庁機能と議会機能の配置関係
札幌市	同一建物内
仙台市	隣接した別棟
さいたま市	隣接した別棟
千葉市	隣接した別棟
横浜市	同一建物内
川崎市	隣接した別棟
相模原市	同一建物内
新潟市	同一建物内
静岡市	隣接した別棟
浜松市	同一建物内

都市名	本庁機能と議会機能の配置関係
名古屋市	同一建物内
京都市	同一建物内
大阪市	同一建物内
堺市	同一建物内
神戸市	同一建物内
岡山市	同一建物内
広島市	隣接した別棟
北九州市	隣接した別棟
福岡市	同一建物内
熊本市	隣接した別棟